

1 議 事 日 程 (第 3 号)

(令和 6 年第 3 回久山町議会 6 月定例会)

令和 6 年 6 月 5 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1 番	阿 部 文 俊	2 番	久 芳 正 司
3 番	阿 部 哲	4 番	本 田 光
5 番	末 松 裕	6 番	阿 部 恒 久
7 番	山 野 久 生	8 番	荒 卷 時 雄
9 番	佐 伯 勝 宣	10 番	只 松 秀 喜

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

6 番	阿 部 恒 久	7 番	山 野 久 生
-----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	重 松 宏 明	総 務 課 長	久 芳 浩 二
経営デザイン課長	小 森 政 彦	税 務 課 長	川 上 克 彦
町民生活課長	井 上 英 貴	健 康 課 長	亀 井 玲 子
福 祉 課 長	稲 永 み き	都 市 整 備 課 長	大 嶋 昌 広
産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介	会 計 管 理 者	横 山 正 利
教 育 課 長	江 上 智 恵	上 下 水 道 課 長	平 尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (2名)

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

議事に入る前に、佐伯勝宣議員に申し上げます。

（9番佐伯勝宣君「はい。」と呼ぶ）

先日、午後からの一般質問に入る前に、同日午前中の不規則発言について注意をいたしました。その際にさらに、不規則発言を続けました。この議場では、議長の許可を得て発言することが、久山町議会会議規則第50条で規定されております。規則を遵守していただくよう注意いたします。

（9番佐伯勝宣君「議事進行…」と呼ぶ）

受け付けません、静かに。

（9番佐伯勝宣君「私の侮辱行為への対応をお願いします。以上です。」と呼ぶ）

続いて、阿部恒久議員から先日の一般質問中の発言につきまして、訂正の申し出がっております。

阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 昨日の私の一般質問の発言の中で、預かり保育が「・・・・」と発言しましたが、預かり保育は「Fコープ」に訂正させていただきます。

よろしくをお願いします。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

7番山野久生議員、発言を許可します。

山野久生議員。

○7番（山野久生君） おはようございます。

私は大枠で2問質問させていただきます。

まず、学校給食と食育について。

令和5年12月議会において、小・中学校における食育の推進と学校給食について質問をしました。食育の推進と学校給食との関連性は課題もあると思うが、ハードルも高いと考えております。今年3月議会において、教育委員会から久山中学校生徒および保護者に対して学校教育に関するアンケートを実施し、その中で昼食についての項目について質問が行われました。その内容、結果および今後の方向性等について伺います。

1番一つ目に、中学生および保護者アンケートの回答総数と集計結果はどのようになっているか。前もお答えになってると思いますが、今回もお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 昨年度の年度末に行った昼食についてのアンケートでは、次のような質問をしております。現在昼食は、お弁当をご家庭で準備していただく、ランチサービスを利用するの選択制となっております。この形式についてご意見をお聞かせくださいというものでした。まず、選択制のままでよい、選択制でよいが変えてほしいところがある、給食がよいという三つの中から一つ選択することをお願いしました。

生徒の結果は、昨年度1年生107名、2年生87名、計194名全員の生徒から回答を得ました。選択制のままでよいが66%、選択制でよいが変えてほしいところがあるが4%、給食がよいが30%という結果でした。選択制のままでよいの主な理由は、お弁当がいいから、おいしいから、アレルギーで一人だけ違うものにするのは手間がかかるから、弁当でないと量などを考えることができないから。選択制でよいが変えてほしいところがあるの主な理由は、ランチサービスの量を減らしてほしい。給食がよいの主な理由は、栄養面がきちんとされているし、お母さんの負担にならないから、みんなで温かいものを食べたいから、小学校の給食はおいしかったなどが主な理由でした。

次に、保護者の結果ですが、保護者実数191名のうち63名から回答を得ました。128名の保護者からは回答を得られませんでした。回答率は32%です。選択制のままでよいが10%、選択制でよいが変えてほしいところがあるが6%、給食がよいが84%という結果でした。選択制のままでよいの主な理由は、給食の先生のアレルギーの対応が大変だから、親の都合だけ考えると給食にしてくれるとありがたいですが、子どもにとっては愛情弁当が必要かなと思うから。選択制でよいが変えてほしいところがあるの主な理由は、ランチサービスが当日もしくは前日に申し込むことができるとぜひ利用したいと思いますが、そうできないので利用することもなく、無意味だと思って何年も過ごしております。給食がよいの主な理由は、お弁当は正直大変ですし、メニューが偏るため、給食はいろいろ考えなくてよいし、栄養のバランスも取れていて、温かいものが食べられるから。ランチサー

ビスが嫌だというのでお弁当を作っているが、給食なら文句なしで食べると思うのでなど、理由については一部ですが、以上のような集計結果でございました。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） それでは、中学生の結果と保護者の結果、教育委員会としてはどのように捉えておられますか、お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） ……に行ったアンケートの結果については、3月の終業式前に数値結果と意見の内容、そして教育委員会の受け止め方を、簡単なコメントを添えてプリントで保護者全員にお返ししております。保護者にお返しした内容を申し上げます。昼食については、生徒さんと保護者の皆さんの回答が相反する結果となっております。どちらの声も大切に捉え、よりよい教育環境を整えるための資料として、今後検討、判断の材料とさせていただきます。教育委員会の受け止め方としてこのようにお答えしてるところです。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 今のアンケートの結果を踏まえて詳しく今後の方向性、それを教えていただきたいんですけど、よろしいですか。お願いします。

○議長（只松秀喜君） もう③番に行ってるんですかね。

○7番（山野久生君） はい、もう③番に行ってます。

○議長（只松秀喜君） ③番ですね。

○7番（山野久生君） いや、違う、①番の分で、追加で聞いています。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 保護者の意見のいろんな理由の内容、それから生徒たちの子どもの理由の内容、これから変えていくことがあれば、本当に改善につながっていくのかと、意見が割れていますので、その方によってその子どもたちによっていろんな状況が生まれてくると思いますので、そのあたりを総合的に考えながらよりよい方向になるように決定をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） ぜひとも子どもの意見も大事ですし、保護者の意見も、保護者も弁当を作るのが大変っていうこともありますから、重々検討されて、実施されるにしてもできないにしてもいい方向性でしていただくようお願いしたいと思っております。そして、実施できる時期が来たらすぐに、もしされるとしたら進められる準備を整えておくべきだと

考えておりますので、それは方向性が決まった場合は行っていってください。

次の質問に移ります。

それで、今ランチサービスを行われておりますが、これの課題があったらそこを解決策とともに教えていただきたいと思います。課題がありますか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） ランチサービスの課題は、先ほど保護者の声でもありましたが、ランチサービスは当日もしくは前日に申し込むことができないということです。急にお弁当を作れなくなった保護者が、今日はちょっとお弁当を作るのが無理、だから今日はランチサービスにしてくれというその対応がなかなか難しいということです。これについては現在ランチサービスを提供してもらってる業者に相談はしましたが、食材の購入は計画の下に行っているので、急な申し込みの対応は難しいということで現在の形になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） それでは、③番に移ります。

中学校給食を導入するとなった場合、一般的に開始してから期間としてはどのぐらいかかるか、計算されてないかもしれませんが、分かる範囲で教えてください。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 議会の承認が得られれば、基本構想、それから基本計画に1年半、基本設計に1年、実施設計に1年、建設に1年、備品搬入に半年と、合わせると5年ほどかかるというふうに考えております。また、用地の買収等が必要な場合には、さらに時間がかかってくるものと思われま。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） ③番までは分かりましたから、ぜひともいい方向になるようにお願いいたします。

それでは、④番に移ります。

食育の推進と地産地消とのつながりは深いと考えます。現在の小学校給食における町内産農産物の使用および自給率の状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） お答えします。

現在給食で久山産の材料を使っているのは、お米と黒米だけです。米飯については、

100%久山のお米を使っております。自給率100%です。他の食材については、久山のものは現在無い状況です。自給率はゼロ%という状況になっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） それでは、今後の小学校給食における自給率の向上、それにつながる取り組みはされますか。お願いします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 町長の方も地産地消を大事にしていくというふうにおっしゃっております。今野菜等、米以外のものが使われていないという状況なんですけども、献立を作る栄養士さんの方にも、どうして自給率が上がらないのかというようなこともお尋ねをしております。その話では、本町ではお米以外の食材を使おうとするとき、必要な量を必要な時期にタイミングよく収穫できることがなかなか難しいということで、久山産の野菜などの献立が立てにくいということでした。来月、タマネギを800kg欲しいと言われても、そのタイミングでの収穫が難しい状況にあるということでした。ただ、例えば夏にキュウリシーズンなどのシーズンを設けて、あらかじめ農家に必要量をお知らせしてお願いをしておけば、久山産の食材も使えるのではないかというお話がありましたので、できるだけ地産地消ができるような形で考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） あらかじめ食材を設定しておけば、久山産の食材が利用可能とのことですね。

私も地産地消が重要であると考えていますので、今後そのように設定されて久山産の食材が使われるようにするべきじゃないかと考えておりますが、どのように、これは教育長がいいですかね、町長がいいですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、食育の観点っていうことで、今の現状を教育長の方から自給率について、お米の自給率はあったんですが、まずしっかりと使っていく場所をやっていかなければその作物自体も作るという行為が久山町の中で起こってこない。それが結局は農地を保全するっていうことにつながっていくことになりますので、小さなところからでも始めていくことが大事だと思っておりますので、こういうことにはチャレンジしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） それでは、1番の学校給食、食育に関しては以上で終わります。ありがとうございました。

2番に移ります。

地域公共交通の方向性についてですが、令和6年度においてイコバスのダイヤの見直しやイコバス不便地域7カ所に対する高齢者へのタクシーチケットの配布制度など、町独自の公共交通の充実を図られています。しかし、一方で公共交通の主であるバス、タクシーの運転手不足は全国的な問題となっており、地域住民の移動手段の確保は今後厳しい状況が予想されており、鉄道駅がない本町にとっては今後厳しい状況も予想される。このような状況を見据え、今後の地域公共交通の方向性についてどのように考えておられるか伺います。

1番ですが、イコバスの運行において現在発生している課題はありますか。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、運転手不足は全国的な問題であり、日本バス協会の調べによると、2023年度は12万1,000人の運転手が必要なのに対しまして実際は11万1,000人で、既に1万人不足していると言われております。今後も2024年問題、あるいは高齢化などを背景に、2030年度には9万3,000人にまで減少し、3万6,000人不足する見通しだということでもあります。

本町のイコバスの運行におきましても同様であり、運行会社における運転手の確保が非常に厳しい状況にあります。今まで西鉄バスを定年退職した運転手を雇用するなどして確保しておりましたけれども、西鉄バスが再雇用制度を導入し、最長70歳の誕生日の前日まで勤務可能となったため、ベテラン運転手の雇用が難しくなっているところです。そのような状況の中で、サービスの質や頻度を低下させることなく、現在運行している便をどのように維持していくかが大きな課題となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 運転手不足ということは分かりました。運転手さんが少なくなることによっていろんな課題が出てくると思いますが、どのような想定を課題として思っておられますか、質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） ②ということによろしいでしょうか。

（7番山野久生君「はい、②でお願いします」と呼ぶ）

分かりました。お答えいたします。

現在のイコバス運行事業者の運転手は5名であります。状況によっては、運行事業者の管理職も必要に応じて運転手を務めることで維持してる状況です。運転手不足により次のような課題が想定されます。

まず、イコバスの運行便数が減少する可能性があります。また、利用者の少ない地域のルートの縮小または廃止という可能性も出てくると思います。こういったことから、特に普段通院や買物で町内巡回バスを利用される高齢者や通勤通学で利用する方々が大きく影響を受け、不便を被ることになり、また地域の経済活動にも影響を及ぼし、町全体のサービスの低下につながるおそれが出てきます。さらに、運転手不足により残された運転手に対する負担が増加する可能性があります。サービスの質の低下はもとより、安全運行に支障を来すリスクは高まることが考えられます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 5名ですかね。5名でされてますよね。よく頑張っておられるなど今つくづくまた感心しました。運転手不足によってイコバス利用者の方が影響を受けないよう、早期に何らかの対策を講じていただき、現在運行している、今運行されている部分は最低でも守っていただくように努力していただくようお願いします。

これについて何か言われることがあったら、努力することがあったら、対策とかあったらお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 運転手不足の問題というのは、皆さんもご存じのとおり、民間事業者にとっても大きな課題となっています。この問題というのを解決していくには、運転手さんをそれぞれ確保していくためには、待遇改善っていうのをやっていくっていうことが通常になってます。当然町としても、今後事業者にとって運転手確保のために待遇改善等があれば、それに応じていくか協議をしていかなきゃいけないという問題が発生すると思います。そういうことで、経費の増ということも今後起こってくるのではないかと思います。そういう改善で運転手さんを確保していくっていうことがまず一つあるかなと思っております。もう一つは、今後その運転手不足を想定した上でどのような形を取っていくかというのは、今後事業者との協議をしていった上でやっていくということも必要かなと思っております。



以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） ここはお金がかかってもしょうがないところと私は思っておりますので、今からもうちょい質問しますが、ぜひともいろんなことを使って、今の最低の運転ですか、今されている部分、これは守っていただきたいと思います。

それでは、③番目に移ります。

今年4月に東京都などで解禁されたライドシェアについて、本町での導入の可能性はありますか。町長に伺います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ライドシェアにつきましては、地域公共交通の新たな手段として今年4月に東京都などで、5月には福岡市で解禁され、そういうふうにならざるを得ない状況になってきています。ライドシェアは、地域の運転手不足を補う手段として有効で、専門の運転手だけでなく副業として参加する人々も活用できるため、柔軟に運転手を確保できるということが可能になります。また、利用者はスマートフォンのアプリで簡単に予約ができるため、利便性が高まります。これにより、公共交通の運行が困難な時間帯やエリアでも移動手段を提供することができます。

ただしかしながら、導入に当たっては課題もまだまだあり、より高い安全性やサービスの質を確保するため、ルールづくりというのは今検討されている状況になります。実際この安全性の確保について今進んでいるのが、まずタクシー事業者が運行をするということ、それが今主流としてなっています。

ただ一方で、地方の自治体においてはタクシー事業者がそれをやってくれるということはありませんので、いずれ町としても運行について自分のところでそれを運行していくということについては検証が行われている、そういう状況になりますので、本町についてもそういうことについては検討していく価値があるのではないかと考えていますし、これを導入していくような前向きな自治体としても公表を久山町は全国的にやっていますので、今後はそれについての可能性についても有効な手段として検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 私もライドシェアは地域の運転手不足を補う手段として有効であると思っています。車両の運行コストを抑えることができるため、効率的な運用が可能になると考えています。また、これにより地域の公共交通の維持、発展につながると期待されますので、久山町におけるライドシェアの導入については検討していただきますようよ

ろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

今後、町における町内外に向けた地域公共交通はどのような方向性を考えているのかをお伺いいたします。町長、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今のいろんなご質問の関係は、皆さんご存じのように、運転手不足イコール何かというと、経費をかけても運転手さんの確保がもう難しい時代が来たというのが一つ、今後の久山町にとっても大きなポイントになります。今現在早期にイコバスの幹線系統というのをトリアスと篠栗駅を結ぶ便と、久山町はコミュニティバスで走らせています。それで、乗客数も令和5年度には約17万3,000人と、前年度の令和4年13万6,000人より27%増えてると。今年度に入っても、前年度の同期と比べて1割ほど増えているということになってます。ですから、ある程度篠栗駅の方に皆さん、町民の方はシフトしつつあるかなと思っています。そのため、通学通勤等も含めた上で、久山町としてもこちらの方に力を入れていくということになると思います。

実際、篠栗駅についてバス停の1日当たりの延べ利用者数は、令和元年度で209人、4年度で251人、5年度で300人と伸びてます。高校生の無料定期を見ても、通学で篠栗を利用する割合が、令和元年度は6割だったのが今年度は9割と上がっていますので、篠栗駅にシフトしていくということが町民の皆さんのニーズでもあるかなということも数字上言えると思います。

それで、今後久山町として町外のどこにアクセスをしていくかという、新宮も含めいろんなところを考えてましたが、こういう状況であった場合、まずはこの幹線系統を充実していくっていうふうにするのが今一番久山町では重要ではないかと思っています。ですから、今後の方向性としては、私としては幹線系統は篠栗に行く、トリアス、篠栗便を充実する方に力を入れていきたいと思っています。

例えば充実するとなると、先ほど5人ということがありましたが、運転手さんをまた確保しないとこれはできないという状況になります。そう考えたとき、やはり町外にアクセスより、まずはそちらの方を確保していく、運転手さんも確保していくというのが久山町民にとっても一番今のところ効果が高いんじゃないかなと思ってます。それに伴い、もし影響が出るとすれば、運転手さんの確保が難しいってなったときに、町内の循環バスについての路線の見直しもやらなきゃいけないと思います。そのためには、今回イコバスの交通空白地である7カ所のタクシー利用っていうのも実証的にやっていますので、そういうものをセットに考えていくことが大事かなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 一番の問題は、運転手さんがもうおらんごとなっていく、少なくなっていくということですよ。それで、最新の技術を活用して地域公共交通の利便性を高めることができると考えます。自動運転技術を導入することで、運転手不足の問題も解決し、安全性と効率性を向上させることができると思いますが、これについて町長、何かありましたらお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどの話の続きになりますが、もう一つ、トリアス、篠栗までの便というのを充実する、イコール何かというと、今度は天神に行く便はどうするかってなると、西鉄の27Bっていうのも同じように存続していくってことが大事になりますから、そちらの方も含めた上で町の幹線系統として捉えていくっていうのは一つあります。

それで、そういうことをやっているってなったときに、議員のご指摘のように運転手さんがどうしても足りないっていう問題は起こり得るだろうっていうふうに想定してます。ですから、自動運転ができる範囲の分については、恐らく町内巡回とか町の間範囲になると思いますが、そういう可能性があるものについては今後持続的な公共交通を運行する上では久山町としても積極的に導入していきたいと思ってます。ただ、恐らくそこに至るまでの間に、ライドシェアなりそういうものを活用するということが出てくるんじゃないかなとは思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野久生議員。

○7番（山野久生君） 質問は終わりますけど、公共交通は町民、特に高齢化が進む中で高齢者の方は特に必要になってくると思いますので、町長もさっき言われましたとおり、コストですかね、お金はかかってもいいと言われましたとおり、お金はかかっても私もいいと思いますので、ぜひとも充実させていただきますようよろしく願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。

再開は10時10分。10時10分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒巻議員の一般質問に入る前に、重松教育長から発言の訂正の許可の申し出がっておりますので、発言を許可します。

重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほど山野議員の一般質問の答弁の中で、アンケートの実施時期を2学期末と答弁しましたが、2学期末ではなく、2月末に訂正させていただきたいと思っております。

失礼いたしました。

○議長（只松秀喜君） 8番荒巻時雄議員、発言を許可します。

荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 議席番号8番荒巻時雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は前回も申し上げましたように、地域のあしたを守るというキャッチフレーズを掲げて活動しております関係で、まず最初に地域に関係ある久山町の公の施設と各行政区の集会所、あるいは公民館の考え方について質問いたします。

2番目に、町長の現在までの実績評価を自己評価してもらい、また今後のことについて、これは町民も期待している問題でございますから、よろしくお願いいたします。

では最初に、久山町における公の施設と各行政区の公民館、あるいは集会所に関する考え方について質問させていただきます。

まず最初に、町が公の施設と決定する際の条件はどのようになっているか質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件のご質問につきましては、総務課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 町が公の施設と決定する際の条件はどのように定めているかというご質問に対してでございますが、地方自治法第244条に、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設として公の施設の位置付けがございます。町の費用をもって設置したものについて、法律に基づき定めているところでございます。要件としましては、第244条の規定にありますように、住民の福祉を増進する目的をもって設けているものであること、住民の利用に供するためのものであること、施設であること、久山町が設置するものであることなどを判断基準としております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） よく分かりました。地方自治法第244条の2にのっとって条例を定められているということですね。そして、総務省から出ております住民の福祉の増進を目的としてということをおうたっているということですね。もう一回お願いします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） よく分かりました。

次に、町が直接管理する公共施設と行政区が管理する施設はどのような規定で分けられているのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 町が管理する施設と行政区にお願いしている施設のすみ分けでございますが、公の施設につきましては先ほど述べたとおりでございます。現在条例により公の施設として規定しているものは11施設ございますが、基本的には町が設置した施設でございますので、町が管理することとなっております。しかしながら、各地区の集会所施設につきましては、使用の許可や使用の清掃、光熱水費、日常的な維持補修については行政区にお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 同じく地方自治法で第244条の4に、施設の目的を効果的に達成するために必要があると認めた場合、指定する者に施設の管理を行わせることができる。これは指定管理者の問題でうたっているとは思いますが、これに準じたような考えで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 指定管理の分については費用が発生するという事実と法人に対して行うものとなっておりますので、考え方としては指定管理のような状態にはなっております。ただし、この分につきましては、管理料について町の方から支払いをしておらず、使用貸借という形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 今説明してもらいまして、そのとおりだと私も理解しております。

次に、③番の町内の各行政区にある通称公民館と呼ばれる集会所についてでございますが、この各行政区の集会所の建設費の財源はどうされたのでしょうか、説明できるところでお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 各地区の集会所、公民館の建設費の財源でございますが、当時の事業実施状況によりまして、補助金があるものについては補助金を活用させていただいております。また、一般財源及び起債、地元負担金などが財源となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 補助金、それから町費、そしてまた足りん分については、必要がある分については地元の行政区の方をお願いしたという話ですね。

では、これは事業自体としては全部久山町でやってあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） ただ今公の施設として設置しているものに関しましては、町が主導して行っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 町が事業主体っていうのがほとんどだという話ですね。

それでは、次に移ります。

現在どのような管理がなされておるんでしょうか。これは規定されていることがあればそれも含めてお願いしたいんですけど。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 現在の管理状況につきましては、先ほども述べましたとおり、日常的な整備及び使用に関する管理に関しましては各行政区が行っているような状況でございます。また、20万円を超える修繕や経年による設備の入れ替えにつきましては、行政区との協議によりまして町が予算化し、実施している状況でございます。

なお、建物にかかります損害保険、こちらにつきましては公の施設につきましては町が負担しているようなところでございます。なお、昨年度、各集会所にW i - F i を設置しておりますが、設置費用につきましては町が全額を、それから通信費用につきましては、町と行政区において半分ずつ負担していただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 通称は公民館と呼んでおりますが、これは社会教育法による公民館じゃないことは私も承知しておりますが、集会所の設置及び管理に関する条例を見てみますと、各自治体でやってるところもあるし、自治会でやってるようなこともあるんですよ。久山町ではこのような条例というのはされてないんですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 久山町では、今のところ公の施設の設置条例のみにおいて集会所を指定しているような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） はっきりした条例というものはないってことです。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 集会所の設置条例ですか。

（8番荒巻時雄君「はい」と呼ぶ）

集会所の設置条例については、はっきりしたものはございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 集会所というのは、地域が共同意識の下にコミュニケーションを強める場という目的があると思うんですよ。そのようなことで設置されておりますから、地域の自主性とか独立を考えた上で運営されてるのが現状だと思います。だから、こういうことも含めた上で久山町もこのような公民館や集会所の条例というのが必要じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 今議員がおっしゃるとおり、明確な規定をもって集会所の設置を行っていく上では必要になってくると思います。ただし、そこそこの行政区の事情もございまして、この分は今後検討材料の一つとしてさせていただければと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） ぜひお願いしたいと思えますけども、一番問題なのは、維持管理の費用の問題ですね。例えば光熱費とか維持管理に必要な備品とか消耗品、それから清掃費、修繕費、こういうのは条例か何かで規定されとった方が、どちらがどのような負担をするのかというはっきりした目的ができると思えますから、もう一度この点も踏まえたところ

で条例としてはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

恐らく今議員のご指摘のように維持管理、修繕費、町内の集会所もしくは公民館も含めて長く年数がたってきて、それを改修していくときの問題というのはすごくポイントとして一つあるのかなとは思いますが。

ただ一方で、これから先、地域コミュニティーを維持していく上でのつながりをつくっていく場所ってなると、ある程度は公民館の役割っていうのは非常に大きくなるかなと、集会所も思ってます。そうするとき、結局それが公的なものであるということによって、それが今までと違った形で縛られない運営の仕方っていうのを一つ視野に入れなきゃいけないんじゃないかと思ってますので、その辺とのバランスも考えながら、要するに地域集会所、公民館に対する役割をしっかりと明確化させていくことからその方針というのは決まっていくのかなと思います。特に、この間の災害を想定した避難訓練ですね。ああいうのも踏まえた上での役割っていうのをどうするかっていうのを考えていかなきゃいけない、そういう時期に来てると思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 今町長がおっしゃったように、自主管理の下でやられてるから、あまりきちっとした規定をしてしまうとやりにくい面も出てくるかもしれませんが、ぜひそこを含めたところで検討をお願いしたいと思います。

では、④番目に行きます。

各行政区集会所は、場所や土地の条件が異なっておりますが、町が建設し行政区が使用、管理を行う町の公共施設の位置付けがございます。しかし、下久原公民館だけがそうになっていない理由は何でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 下久原の集会所の取り扱いについてのご質問でございますが、まず①番目の質問でご回答しましたとおり、公の施設としての要件を四つ上げておりました。住民の福祉を増進する目的を持つものであること、住民の利用に供するためのものであること、それから施設であること、久山町が設置するものであること、この四つの条件を満たすものを公の施設として指定しているところでございますが、下久原区につきましては、土地は久原財産区所有地となっており、また建物についても行政区で建設されたものと聞いております。先ほどの答弁のとおり、公の施設としての目的を持って町が建設し



たものではないため、条例上、公の施設としての位置付けがない状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） そうですね。当然町の予算で造ったものじゃないからそういうことだと思いますけども、なぜこういう話が町の方からも、また行政区の方からも今まで持ち上がってこなかったのかということかと私は思ってるんですけども、そういう話は一回もなかったんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 下久原の集会所に関する公の施設としての協議は、特段私が総務課長になってからは聞いておりません。ただ、以前あったかどうかの資料は残っておりませんので、なかったであろうという回答にはなります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 私もよくその点は聞いておりませんし分からないんですけども、早く町の施設の方に入れてもらってしていったらよかったかなと思っております。

それでは、最後の⑤番目に行きます。

下久原区の公民館は老朽化も激しく、また災害時の指定避難所からも外されていることも踏まえ、建設準備委員会を設置し、何度も町に建て替えの相談を行っているようですが、話が進まないと聞いております。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

まず最初は、ほかの行政区集会所と下久原行政区に関する町の考えはどんなに考えてありますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 集会所施設として捉えるのであれば公の施設ではないという事実はございますが、特に他の行政区の集会所と使用形態等につきましては違いがございませんので、町としては地区の集会所として利用できる施設という認識でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） ということは、考えとしては同じということですね。ということは、今後はそういうふうな考えで進んでいくという話でしょうかね。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらの分につきましては、先ほども申しましたとおり公の施設ではまずないということでございますので、町の方での公費を使った管理等は行えないよ

うな状況でございます。地元行政区の方で維持管理の方をしていただきたいと。ただし、この前も行政地域懇談会等で使用させていただきましたが、下久原の住民の方が集まれる施設として、町の方もそういう施設を利用して住民の方とお話をする場を設ける場として使用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 今現在の話はそうでしょうけども、今後町としてはこういうふうな同じような考えで建てれば、町がやっていくということで認識していいんですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 現在、先ほど議員もおっしゃいましたが、建設委員会の方と町の方で協議を進めさせていただいております。全額ではございませんけれども、当然町の方の費用をもって建てることも算段しておりますので、そうなった場合には公の施設として管理していくこととなります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） それでは、2番目の質問に行きます。

今後は町の主導で建設を進める考えはあるのでしょうか。また、どの程度まで関与されるのかということをお聞きしたいんですけども。私はここで主導という言葉を使っておりますけれども、これはどっちかというと率先というふうに取っていただけたらいいと思いますけれども、この考えはどんなふうでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 先ほど申しましたとおり、今現在下久原の公民館建設委員会の方と協議を進めさせていただいております、恐らく3年ぐらいにはなると思うんですけども。建設場所等で最初協議が難航してるというか、幾つかの条件がそろわずに今に至っておるんですけども、実際に使用する行政区の意向を踏まえまして、まずは場所の選定、これを今やっているところでございます、行政区の方と協議させていただいております。幾つかの候補地について条件や法的制限などを町で確認し、ご提示しているような状況でございます。その作業を何度かしておりますが、今候補地がまだ確定していないということもありまして、建物の規模、その辺も明確にはなされていないような状況でございます。

施設の設置等につきましては、他の集会所同様、先ほどもお答えしましたが、公の施設としての位置付けを想定しておりますので、町が各種申請や手続き、工事におきまして

も、地元建設委員会と協議しながら町が中心となって進めていくこととなると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） 建設準備委員会は令和元年12月に設立されておりますから、5年近くたってるんですけども、今の話は今後は町の主導で率先してやっていこうという話でございますね。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） ある程度内容が煮詰まるころまでは当然建設委員と協議しながらやっていきたいと思っておりますし、実際に工事等が進む中でも建設委員との協議は必要になってくるとは思います。ただし、町の方で主導的にやっていくべきと考えておりますので、具体的な手続等につきましては町の方で主体的に行っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） あとは、私がこういうふうな案はいかがでしょうかという質問でございますから、それに答えていただいたら助かります。

建設用地についても、新たに購入すると数億円という金が必要になってくると思うんです。そこで、例えば現在地の横を流れる川原川かわはらがわがあるわけですね。以前もあれが越水したために指定区域から外れてるんですけども、この川を改修して久原川の吐き出し口を大きくして、そしてまた県道21号線から公民館に向かった道、あの道をちょっと高くして堤防代わりにすると、越流水も防ぐことができると思うんですよね。そのような形で現在地を使うという考えもありますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） もともと総務課の方に相談があったときは、別のところに建て替えたいというお話でございました。というのも、今議員がおっしゃったように、現在地におきまして水がたまって避難所に避難できないという過去の実績がございまして、懸念材料があったということでございましたけれども、先月検討委員会の方と協議しまして、今おっしゃったように、基となる部分の改修を行えば現在地に建て替えられるのではないかとということも検討の一つとして委員会の方でもんでいただくようにはなっておりますので、それも踏まえて場所の選定等を今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） そういう考えがあるということはいろいろ選択肢があると思っておりますけ

ども、次に建設費に関してですけれども、町は平成11年完成の草場集会所に5,980万円で、また13年の上久原集会所に6,825万円を考えて、これを今のところ町の基準というふうに考えてありますが、現在は当時の状況より大きく変化して、とてもこういうものじゃ建設できる値段じゃないと思います。当時から考えると2.5倍から3倍ぐらいの建設費がかかると思うんですよね。基準としてそういう点も今後は考えられるご予定ですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 建設費の問題につきましては、町としてはまず平成11年建築の草場集会所、こちらの集会所整備を基準として考えております。これは上久原の集会所がその後の13年に設置されたときにも準用しております。そのため、下久原の建設準備委員会の中でも、一つの基準としてまずご提示しているところでございます。ただし、金額につきましては議員がおっしゃるとおり、平成11年、それから平成13年の金額でございますので、やはり物価の上昇等も考慮する必要がございます。金額については現時点では明言することはできませんので、その辺は調査しながら定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） そうですね。建設費というのは相当上がっておりますもんですから、負担の額も大きくなってくると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

また、集会所は、地域のシンボルの施設なんですね。何か話し合うことがあると、集会所でやりましょうという言葉が出るほどです。それほど必要なんですよね。先ほども何度も申しましたように、今、老朽化してほとんど床がきしめいたりして使えないような状態になってきつつあるんです。

先日の災害の訓練にも私も参加いたしました。住んでいるところから勤労青少年ホームはやっぱり遠かったです。これが近くに場所があればなということをつくづく感じました。町も施設の大規模改修の一つと考えていただいて、下久原集会所の建設委員会のようなものを立ち上げていただいて、率先して進めてもらいたいと思います。やはり町が本気でそのように率先しないと、このような問題は絶対できないと思います。

私は最後にもう一度ここで約束してもらおうと思ったんですけども、町が率先していくということをもう一度約束する言葉を町長の方からお願ひしたいんですけども。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らく総務課長の答弁っていうのは、今までの過去の久山町としての集会所、公民館を建てる場合の流れの歴史だったと思います。今議員さんからご説明があったような話っていうのも、当然物価高騰も踏まえ、面積に対してどういうふうになって

いくかっていうこと、それがまず基準になっていくかなと思っています。そのようなことも踏まえて、これだけ防災等も避難場所等も以前と違って重要なポイントにもなってきます。町としてもそういう観点からも、地域集会所、コミュニティーの在り方っていうのは大変町の持続に対して必要な場所になってくるというのは理解してますので、これから先は町の方としても積極的に主導していきたいと思いますが、まずは住民の皆さんがどういう場所を望んでいるのかっていうことについては、やはり行政区の方でしっかりと議論をしていただいた上で、そこからどんどん進んでいくかなと思いますので、まずそこについての議論をしっかり深めていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） そういう点も含めて、今建設準備委員会もできておりますから、相談しながらまた進めていっていただきたいと思います。

これでこの問題は終わります。

続きまして、2番目に入ります。

これは大変町民の方も興味を持って聞かれる話だと思います。町長の現在までの実績評価と今後に対する考えについて質問いたします。

町長の任期も残り4カ月ほどとなっております。3年8カ月の実績に対する自己評価と今後に向けた考えをここで話ししていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の件につきまして、自分なりの評価っていうことでご理解いただきたいなと思います。

早いもので、議員のおっしゃるとおり、私の任期も残り4カ月ということになりました。ここで、私自身も振り返ってみますと、令和6年度の当初予算に計上してる事業も含めての評価ということになりますが、私が就任して以前の継続事業以外で取り組んだ事業は60事業を超えます。全体的に令和2年に就任しましたのでコロナウイルス対策っていうのを中心にやりながらも、その次にある物価高騰対策、そういう日常的にやらなければいけないことをやりながら、懸案事項、以前取り組めなかった中学校の特別教室のエアコン、そして山田小学校の大規模改修、保育所の屋根改修とか、いろんな問題についてもここでやれることができたと思っています。

なおかつ、道路維持補修、舗装のやり替えとか、そういうところにも着手ができたかなと思ってます。住民の皆さんの暮らしに直結する印鑑証明、住民票等のコンビニ交付とい

うのも始められ、住民サービスの充実、そして行政のDXの推進などを行いながら、久山町にいても何ら他の自治体と変わらないサービスっていうのは提供できた面はあるかなと思ってます。

それで、私個人として就任以前に皆さんとこういうことをやっていきたいということで上げたことが三つあります。一つは社会で活躍する人づくり、二つ目に町の強みを生かす仕事づくり、三つ目に豊かに暮らせる健康づくりというのをあげました。それぞれ5項目、全部で15項目になります。

ある程度、これについても達成、もしくは事業を進捗することができたんじゃないかなと思ってます。特に教育分野、健康福祉分野の取り組みは、以前より充実することができたと思ってます。農業分野につきましても、ようやく先の前日の阿部議員の質問にあったような内容で、進捗を始めたっていう状況にはなったかなと思ってます。それで、脱炭素、社会の潮流ですね。それについてもカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブということで、日本初の取り組みを行うことによって、国土交通省から先導的グリーンインフラ支援団体として九州初、町としては全国で初めて認定を受けて、そういう新たな町のブランドづくりにもつながってきたかなと思ってます。

それで、いろんな取り組みというのはいろいろ議会の方でもお話をさせていただきましたが、次に財政面においてどういう状況だったかということになります。

財政面については、コロナ禍、なかなか税収が下がる状況ということが想定されましたが、今前段でお話をさせていただいたように、新規事業を行いながらも町のインフラ施設整備、新たな投資事業を行い、未来への備えというのも実施してきました。財政調整基金については、令和5年度末で17億1,746万5,000円、令和2年度末から8億8,152万8,000円増になってます。教育振興基金については、令和5年度末で6,468万4,000円、令和2年度末から・・・円増になってます。令和3年度は公共施設等整備保全基金を設置し、5年度末に1億3,000万円という状況になってます。

この財源の一つである、ふるさと応援寄附金については、令和5年度の寄附額6億5,242万9,000円、令和2年度から3億9,639万4,000円増になって、2.48倍に増えています。現在、企業版ふるさと応援寄附金についても力を入れており、令和5年度には・・・円になっています。令和2年度からすると・・・となっています。また、この間、久山町土地開発公社解散に伴う借入金の返済、久原本家グループからの土地の買取り、2億4,312万2,000円も終えることができました。

そして、こういうまちづくりの展開を行っていて、町の魅力発信についても社会的に全国的にも認知度が高まったかなと思っています。さまざまな雑誌、新聞、全国規模のメデ

ィア等で約60件掲載され、国、企業等の取材による講演依頼は約20件を超えています。現在、国土交通省、経済産業省、環境省、民間企業等も含め、幅広い分野から政策議論等についてのお声かけをいただいています。ネットワークもかなり広がったのではないかなと思ってます。

こういう取り組みをして、久山町としては教育、福祉、健康、そして環境、子どもからシニアまで幅広い世代の皆さんへの新たなサービスをこの4年間で展開できたのではないかと私は思っています。これも町民の皆さま、議会の皆さまのご協力、そして役場の管理職を中心に、一致団結して事業に取り組んできた成果でもあるかなと思ってます。この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

今後は、コロナ禍の中でなかなか観光事業というのを進められなかったということがあります。これに伴い、農業、林業も含め、久山町の食文化の創造、活用などについて力を入れていくことが大切になってくるのではないかなと思ってます。やはり小さな町っていうことが実はデメリットじゃなくメリットになってきたっていうことが、私はこの4年間の成果ではないかなと思っています。

それで、議員のご質問の今後に向けての考えというのは、こういう取り組みというのは今後も久山町の持続性を高めるために必要な政策であると思います。私自身のそういう方向性については、いろいろなそういうご支援、いろいろなお話はいただいています。ただ、ここでは私の方としては今検討中だということでお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻時雄議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。せっかく種をまいて苗を植えてされたことご  
ざいます。ぜひ大きな実がなるようにしていただくことが望みだと思っております。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。

再開は、10時55分。10時55分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯勝宣議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、9番佐伯でございます。

私は4問の一般質問を上げておまして、補助金目的外使用を今回も上げておったんですが、11回連続、これに載っておりません。

順番に行きます。

1、課税誤りと役場機構の問題ということで上げておりますが、これは昨年6月6日に議会に初めて担当課から報告があった固定資産税の課税誤りについてでございます。

①固定資産税574万6,600円の還付が発生した件。土地の認定（画地・雑種地）の誤りが起因し、補正率の適用を間違ったとの理解でよいかという問いでございます。これは私も一般質問を昨年の9月、そして12月に町長に振ったんですけども、12月についてはほとんどお答えになってもらってないというような状況でございますので、この点を改めてお伺いしたいというのが趣旨でございます。お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回も何ら変わりません。佐伯議員が令和5年6月議会の全員協議会、令和5年9月議会での諸般の報告、そして9月の一般質問、12月の一般質問で私が回答させていただいたとおりの内容です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 本来でしたら、額が大きいとはいえども、入力誤り、これが一般的でございまして、それでしたらこれはやってはいけない、あってはならないことではあるんでしょうけども、再発防止策等を講じて、あるいはプレス発表等をやって、それで今後気をつけますというふうなことで終わるんでしょうけど、ただ9月議会、初日に町長が調査報告という形で報告を行われました。しかし、質問の機会は全くなかった。それに先立つ6月6日の説明でも、約5分の説明、これも質問する時間はなかった。そのまま担当課と佐伯副町長が退出されていった。そこで、きちんとこれは聞くべきことを整理して聞いておかなきゃいけない、一方通行の報告ではいろいろと疑問点、差し障りがあるということでございます。

といたしますのは、言いましたようにこれは574万6,600円、金額は大きいんですが、さらにこれが町長自身がおっしゃった地方税法第417条に基づいて私どもの行動は起こったと答弁された。となったら、ちょっと問題が深いものなんですよ。重大な錯誤と呼ばれるものでございまして、当初これは私が町長に投げかけても、町長はお認めにならなかった。しかし、町長自身が第417条に基づき動いたとなったと言われた。となったら、これは重大な錯誤でございます。下手すると、これは法的な裁判沙汰になったような事態でござ



ございます。それで、これはある程度確認しとかなないといけない。そして、担当課の報告で、町長もおっしゃいましたけれども、これはほかに同じような件はなかったと聞きました。それはそれでいい。しかし、重大な錯誤、土地の認定そのものに間違いがあったというふうにするのが普通でございますので、果たして町の土地政策は大丈夫かというふうな思いがあるわけですね。

そういった意味で、町長この点、果たしてそういった点は大丈夫なのかということ、これはお答えいただかなければならないと思うんですが、その点はどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう私の方は全部佐伯議員の質問については回答させていただいて、前回の議会においても、議会の方でしっかりとその議論をしていただければまたそういう機会を設けますという話をしていますので、それについては何ら変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今日になってネットをいろいろ検索しておりましたら、地方税法第417条、重大な錯誤について、こういった1枚ペーパーがヒットしました。これは資産評価情報という雑誌、2016年1月号（210号別冊）でございますが、固定資産税、土地評価における地方税法第417条の重大な錯誤についてということで、大和不動産鑑定株式会社のスペシャリストがこうやって1枚ペーパーでまとめる。これを見ましたら、やはりこれは重大な錯誤、第417条ということと、あと間違い、一般的な入力間違いは、これは私が書き間違えていますが、軽微な誤りというのがあるんですね。ですから、一般的には大体軽微な誤り、第417条ではない案件が圧倒的に多いんですよ。システムの入力間違いもそうです。

それで、そういった中で、町長は地方税法第417条とおっしゃった。重大な錯誤、なかなかないことなんです。さっき言いましたように、裁判沙汰になるのが普通。しかし、誠意を示されたんでしょ。これは担当課から報告がありました。相手も分かってくれたということで、そういった事態にはならなかった。しかし、これはもともとの認定が関わったということで、これはある程度その辺のことを説明しなければいけない。そして、事情もある程度考慮します。地方税法第22条のこの守秘義務、これがあるということで、なかなかこういった場ではお答えにくいこともあるんじゃないかと思います。

ですから、まず町の土地政策は大丈夫かどうかということと、そういった案件であるならば、別で説明しなければいけないんじゃないかなと。そこら辺を全くこれまで聞いておりません。その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

議長の許可なくそういうふうなポップ、それを掲示するのはやめていただきますようお願いいたします。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

西村町長。

○町長（西村 勝君） もうこの第417条の話もしてありますし、いろんなことで私たち行政として今回の件については説明責任は果たさせていただきました。あとは佐伯議員個人のそういう考えのことについてご意見というそういうお話をされるということでしょうけど、前回もお願いしましたが、議会として調査されて動かればいいんじゃないかと思います。

私はそれに対してしっかり説明しています。ですから、もうこれ以上佐伯議員が思われて、私が話した話で、そうじゃない、どうだっていう話っていうのは、あくまでこれは議会での調査の話です。ですから、議会の方でしっかりと対応をお願いしたいと思います。

続けて、前回も言いましたが、議長、お願いしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今調査とおっしゃいました。調査してくれとは言っておりません。説明責任を果たしてくれ、説明をしてくれと。要は議論ですね。これに応じてくれというふうに私は申しておるわけでございます。

そして、町長自身も9月5日ですか、報告会で再発防止策をあげられました。しかし、あげていただいたのは、あくまでも入力誤りをベースとした軽微な誤りに属するそういった再発防止策なんですよね、職員の研修とか。今日見つけましたこの1枚ペーパー、大和不動産鑑定株式会社のまとめとして、このような重大な錯誤を未然に防ぐためにはということで、固定資産評価基準の運用の徹底とチェック体制の充実というのはさまざま、3項目ほどあげてあるんですね。そうすると、やはりちょっとずれている。やはり、深くこれは再発防止策を立てなければいけない。そこら辺が、開示請求して、いただきました担当課の反省文ですか、400字程度しかなかったものですが、ごく簡単に書いていますけれども、これはあくまでも入力誤りなんですよね。やはりこれは掘り下げて、土地の認定、もとの間違いを防ぐためにはどうしたらいいかというのを掘り下げなければいけない。それが大分足りないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員が今出されてる資料というのは、調べられて出されたということであれば、議会の方で皆さんに共有されて、皆さんで議論をされたらどうかと思います。それが今回の案件にどういう関係があるかどうかというのは私どもは分かりません

し、そのネットで出たものがどういうものかっていう信憑性っていうのは、それは検証しなきゃいけない話だと思います。それは議員さんとして公の場でそういうお話をされるんですから、議会の方でお話をされたらどうかなと思います。それで、もう私の方からある程度のお話をさせてもらいましたので、これ以上説明することはありません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 違うんですよ。これは町長が分からなくても、分かっている範囲で、町の現状、今回の第417条に関わることをお答えいただければそれでいい。それが答えられてないんですよ。その補正率の適用を誤ったもともとの原因ですね。土地の認定に関わっているはずですよ。そこら辺の経緯を教えてください、地方税法第22条に抵触しない程度で。

ですから、今この場で深く聞こうとは思いません。これは議会全体でやってくださいではなく、議員に与えられた、町民から選挙で選ばれた議員の権利として一般質問をさせていただいておりますので、その範囲で町のこういった不始末、これは第417条だったら完全な不祥事です。それを答えなければいけないということ。

そして、情報公開請求で574万6,600円の内訳、5枚のペーパーをいただきました。この中で、町民の税金が幾らか使われてるんじゃないですかね。今その額を教えてくださいとは言いませんが、その辺があるのかどうか、幾らぐらいあるのか、細かくこれを聞いたら、当人に許可をもらってないというような形で返ってくると思います。しかし、町民の税金が幾らか使われてるはずですよ。その点はお答えにならなければいけないし、今度決算もございますので、その点でまたこれは説明しなければならなくなると思います。その辺でまた町長、聞かなければいけないと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう平行線だと思いますので、議会として議長、お願いします。しっかりこの問題で佐伯議員が議会に訴えられて、議会で調査が必要だっていうことであれば、それは当然応じるっていう話になってます。もうこの件については私もずっと説明してますので、以上で終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ②をまだ言っていないから、②を読み上げますね。

地方税法第417条、重大な錯誤の案件であり、町の土地政策は大丈夫なのかという懸念が湧くが、どう考えるか。また、還付金額の積算根拠や責任の所在の明確化をまだ説明されていないが、還付金の金額の内訳と庁舎内の責任の所在、処分の議論はどうなっている

か。

この中で答えてくださった点がありました。処分ですね。これは職員の責任は重いですが、こういった処分の議論はどうされたか。これだけお答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 職員の処分って言うてありますけど、本当にそれが法的に言えるかどうかっていうことをよく考えてしゃべってください。

それで、皆さん、議員として、私も町民の代表です。当然町民の皆さんが一番いいことを考えて、やっていく。そのために今回起こったことはお話をさせてもらっています。佐伯議員も代表です。でも、それはお互いそれで話し合いをしてるわけであって、私はそれを執行権の中でやっています。ですから、当然行政運営に対して職員のことについては私が判断することです。議員さんがその職員についてどういう処分が必要なのかどうなのかっていう話は私は違うんじゃないかと思しますので、そういう面については今後よく考えた上でお話をさせていただけたら助かるなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

先ほどから同じ質問と同じ回答になっておりますので、次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） もうそろそろ終わります。

じゃあ、今の件をちょっと反論させてもらいますが、昨年9月6日、一般質問で課税誤り、町長がお答えいただきました。9月5日の町長の調査報告の翌日です。そのときに、あくまで課長の方からもう一度説明しますが、地方税法第417条に間違いが判明した場合は、町長は遅滞なく納税者に通知しなければならないという、そういう法律に基づいて私たちの行動は起こっています。これは、主体は町長でございます。ですから、町長がこれはやらなければいけない。そして、第417条、これが根拠でございます。これに基づいて、私はこの資料を引っ張り出しました。第417条に全く関係ない資料じゃありません。

ですから、こういった点で、町長はまた場を改めて説明しなければいけないんじゃないでしょうか。それだけ言わせていただけてますが、また答えは同じでしょうから、何かあるんでしたら、あれだったらどうしましょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そういう話で、佐伯議員の主張で個人として、一議員としてそういうお話というのは分かりました。

ですから、それに対して他の議員さんが佐伯議員に、それはそうだっていうふうに理解を示したら、当然私たちに説明を求められると思いますので、それについてやられればい

いんじゃないかとシンプルに思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、次に行きます。

2番です。中学校給食導入問題についてでございます。

令和6年2月29日、中学校1、2年生と保護者らを対象にした昼食についてのアンケート結果について。保護者から要望が高かった給食実施、あるいは食育全般について調査から得られた結果を検討して、実際に改善につなげるような計画、予定はあるかということでございます。

昨日、今日、ほかの議員が一般質問でこれに関する質問をされまして、ある程度の答えは返ってきました。そして、今回私はこれをいつ実現させるのかとか給食をやってくれとか、そこまでやるつもりはありません。今回これを上げました趣旨は、もちろん中学校に給食を導入してもらいたいという気持ちはあるんですが、今の子どもたち、ランチサービスの子もいる、あるいはパンの子もいる、そういった子どもたちが一日に摂取すべき栄養がちゃんと取れているのかという、そういった心配があるわけです。ですから、そういった心配を解消する一つの策として中学校給食導入をという呼びかけもあるわけですが、今回のこのアンケート、前々から私はアンケートを取ってみたらどうかというふうな提案をしましたが、やはりお話を聞いてたら中学校の給食はなかなか時間がかかるようですが、そういった解消につなげられるような方向にあるのか。

それで、実際に今2月29日のアンケートで実際に動いてるような、把握して得られて、じゃあこういうふうな動きをしてみようというふうな計画はあるのかどうか、お答えいただきたい。それがまず1点でございます。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） お答えします。

山野議員のご質問でかなりお答えしたと思いますが、その中でも言いました。保護者の皆さんと生徒の皆さんの回答は、相反する結果となっております。どちらの声も大切に捉えながら検討をしているところでございます。

今、議員の言葉の中に改善につなげるようなというお言葉、改善という言葉がありましたけれども、現在の久山町の昼食をお弁当とランチサービスの選択制にしていることは、決して悪くないというふうに捉えてるところでございます。

しかし、給食を求める保護者の声もよく分かりますし、大事に受け止めております。何かランチサービスがすごく悪いようなイメージで捉えていらっしゃる方もおられますけれ

ども、ランチサービスはきちんとした栄養士が立ってランチサービスをして作っておりますので、これについては給食と変わらず、栄養面での不足ってということはないというふうに思っています。

それで、ランチサービスも本年度久山中学校から異動した職員が給食のあるところに行って、行った場所の給食にもよるんですけども、ランチサービスはおいしかったというふうな声も聞いて、ランチサービスはおいしさの面、それから栄養価の面、それから保温の機械もありますので温かさの面、その辺は悪くないというふうには思っています。むしろ、お弁当は少し家庭によって偏りがあるから、栄養面であるってということはあるかもしれない。

それで、給食に向けてのことを今、さまざまなことを考えながら検討はしております。それで、給食を実施する場合、保護者の求めもよく分かっております。ただ、子どもの求め、それから学校にとっても、多くの人にとって改善にならなくてはいけないというふうに考えておりますので、そういったことを検討しながら、実施できる時期が来たときにどんな形に取り入れていくのか、時間をかけずに方針が出せるように、参考になる他市町村の給食システムの情報も参考情報として今いろいろ聞いております。また、必要であれば視察を行うことも検討していかなくてはいけないかなと考えております。

そういう状況でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 後から聞こうと思いましたが給食のことについて先に全般的に総括していただいて、恐縮でございます。

私の今回の一般質問の項目、通告には、食育全般についてというふうに上げておりますので、私が気になってる、まず給食導入もそうなんですが、今回ランチサービスはあんまり考えておりませんで、アンケートで気になっておりました、先ほど数字をおっしゃいましたけど、ちょっと私が筆記してる部分と数字が違っていたような気がするんですが、朝食を食べていない生徒が15%、時々食べるが11%で、食べてない子が4%。これが気になりました。ですから、こういった子どもたちが果たして一日に摂取できるようなものを昼に取れてるかというような心配があるんですよ。その把握を先日2月29日のアンケートで学校側が把握してもらいたい。そして、改善策につなげてもらいたい。そういった思いがあります。もちろん、給食がまだ先の話であるんだったら、ランチサービスの充実も考えなきゃいけないんでしょうけど、どちらかというと、この食べてない子が私は気になりまして、こういった数字をどう捉えているか、その辺をお考えというか、聞かせていただけたらと思います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 議員のその指摘に関しましては、私どもも全く同感でございます。

数字はパーセンテージとしては少ないんですけども、数人でもそういう朝食を食べてきていない子っていうのは、これはたった一人であっても、そこは大事にして、学校と連絡を取りながら、そういったことについての栄養面を考えていかなくちゃいけないということとは考えております。

小学校でも、気になる家庭について、今日朝ご飯を食べてきたって聞いて、食べてきてないということがあれば、こっそり呼んで牛乳を飲ませたりしてることもありました。非常に栄養面で気になる場所もありましたので、そういった家庭についてはパーセンテージが少なくても学校は気にして、ちゃんとその対応をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今のお言葉を聞きまして少し心が晴れた気がします、施策としてどういうことをやってるかというのまではまだ言及されてないので、その点は気になるところでございます。

給食導入にももちろんかじを切ってもらいたいという思いはあるんですが、一日で子どもたちが取るべき栄養をちゃんと取れているか。そのための解消策といいますか、方策が私は完全給食だと思っておりますが、ランチサービスを食べてる子にしても、あるいはパン食にしても、パン食はちょっと心配ですね。ちゃんと取って、ちゃんと頭が働いているかっていう言い方は偉そうですが、そういった形で勉学に励める環境なのかっていうのがやっぱりあります。それも含めて、できることをまず、時間がかかって給食を導入するのであれば、やっていただきたいという、そういった思いがございます。

細かい政策をやってないということであれば次に行きますけれども。はい、分かりました。

では、中学校給食導入についてちょろっとしゃべりますが、大体大まかは複数の議員からの質問で酌み取ることができるんですが、県内でも導入していない数少ない自治体であった太宰府市が1月に導入しまして、アンケートを2月に取ってます。ここに結果がありますけれども、それによりますと、太宰府市、中学校給食導入の満足度は、生徒は56%で保護者は84%。生徒は若干こっちの方は56%でこんなもんかなと思いますが、保護者が84%っていうのは、ほぼ久山町と同じですよ。それで、担当課に聞きましたら、大体導入してよかったと思ってるというようなことを、まだ1カ月の段階の調査ですけど、言っ

ておられます。

ですから、結局これは導入すればそういうふうがいい声というのは聞けるんじゃないかなというふうな思いもありますが、今評価が割れてるというふうに教育長がおっしゃいました。そこで、まだ時間がかかる、今は次の段階まで1年半ぐらいかかるというふうにおっしゃいましたが、じゃあこれはいつ最初の段階に取りかかるのか、あるいはもう既に取りかかって、いわゆるサウンディング、聞き取り調査か何かをやってるのか、その辺はお答えできますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 例えば、それをするしないは別にして、太宰府市が今回建設している給食センターですか、そこから調達してるのは宇美町もありますし、糸島もあるわけですよ。久山中学校が300名の給食をここでも準備できるのかってようなことのお問合せもしておりますが、ただ久山町がもし実施するんであれば、おいしい給食ということで、それがいいのかどうかってということも検討していかなくてはけませんし、子どもたちのアレルギーの状況も、今また今年アレルギー食材が魚とゴマがさらに追加されて、非常にアレルギー対応の給食の実施状況が難しくなってきていると。それで、山田小学校では今現在今年度19名、久原小学校では16名、いろんな注意を払いながら給食を実施している。久原小学校ではエピペンを持ってる子どもたちが5名、山田小学校は1名ということですね。本当に学校としては事故の予防に細心の注意を払っていかなくちゃいけない現状もありますし、そうやって刻々と変わってくる数字とか状況についてしっかり受け止めながら、先ほども言いましたように、改善ってということがいろんな方にとって改善にならなくてはけませんので、そういったアレルギーの子どもを抱えてる保護者が給食を実施した場合のこういう不安感とかそういったことがないように、いろんな面から考えていくということで検討をしているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） もうすぐ終わりますが、ちょっと視点をずらして、昨日一般質問で聞いて、あと思ったんですが、その件について。これも今後の予定ということで書いておりますので範囲に入るかと思いますが、答えられるものじゃないのであればスルーして結構ですが、給食の政策の中で、農業政策と地産地消ということでおっしゃいました。それで、今日の一般質問の中でもそれは出ましたし、小学校の給食の食材に使うということで、そっちの方かなというふうに納得しかけてるんですが、確認の意味でお答えください。



前日の一般質問でバイオ炭による有機農法、J-クレジットの絡み、農業振興政策等で、久山循環型社会の実現について町長が語られました。その中で、給食等にそういった食材を活用という言葉が頭に残ってたんです。それで、中学校の給食がもし実現するとしても、そういった可能性はあるのかどうか。それとも、そういった大がかりな難しいものは度外視して、既存の方向で選択してるよと、ですからそういった有機的なものは選択肢に入っていないよということなのか、その辺はどうなのかお答えできますでしょうか、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的に、あれは将来的に町の中でそういう循環をしていって、町内のものが地産地消できればいいと。だから、当然今ある給食はすぐやっていくということには、当然一つの場所になってくるということでお話をさせていただいています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まだはっきりと時期も分からん、検討中だということで、そして委員会的なものも全く考えていないというふうなことをおっしゃいました。しかし、初期の段階でも1年半かかるようなことをおっしゃいました。ですから、何らかの動きというのは今後やらなければいけないと思うんですが、どうでしょうか、ちょうど秋口、紅葉の頃っていうのは、大体お時間もできてくるんじゃないかと思います。そのあたりから動きといいますか、具体的に始めて、来年度早々には町民あるいは議会の方でこういった動きをしますよということの方向っていうのは、やろうと思えばできるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。いろんなものを精査して、ほかのことからやっていくのか、それとも時間的にそういったものを取りかかるようであれば、今年度中、秋、冬前あたりから動けるよというものがあるのかどうか、その辺の可能性はどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今、議員の質問を聞いていますと、今まだ全然動いてないというような受け止め方に感じられるわけですが、今もうまさにそういうことは検討しながらやっていますので、秋になって改めて始めるとかということではなく、これまでずっとそういったことについては保護者の要望もしっかりと受け止めながら、しかし考えるべきことはたくさんありますので、そういったことを考えながら、もう現在進行形で検討しているという私の捉えでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。じゃあ、次に行きます。では、期待をしております。  
では、3番目に行きます。

3問目、久山町研究の今後と町民の健康というテーマでございますが、これは久山町研究と全般的な町の施策ですね。九大だけの研究じゃなくて、そういった健康を題材にした町の政策というふうに捉えてください。

①昨年の一斉健診の受診率は40歳以上で49%ということだが、これは大分目標より低かったのではないのでしょうか。私はショックでした。改めてその要因と受診率の回復への考えというのを聞きたいと思いますが、お答えいただく前に、今日になってようやく情報公開請求で、今までの受診率が上がってきました。私も本当に49%というこの低受診率にショックを受けたんですが、こういうふうに低い時期というのはあったようですね。平成元年から4年までの4年間は40%台が続いておりますので、今回初めてじゃなかった。だから、六十数年のこの歴史の中で、九大の安保闘争か何かでこういった動きがなかった年を除いて、初めてのこの悪い数字かなと思ったんですが、そうじゃないという誤解は解けました。しかし、この31年間ほど、50%を超えてるんですよ。2人に1人以上は住民が受診してる。そして、これが久山町研究が世界に誇れる大きな要素であった。ですから、これは守らなければいけなかったはずですが、なぜ50%を割ってしまったのか、その要因をどう考えるのかということ。これはちょっと掘り下げてお聞きしたいなと思うんです。まず、今後のお考えを聞く前に、その辺をどうお考えでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 内容については健康課長に全て回答をさせますが、まず最初にこういうふうに質問事項じゃなくて、議員もおっしゃいましたが、久山町研究っていうのは九州大学が行っている研究です。今回町の方がお答えできるとすれば、その関連性もありますから生活習慣病予防健診の健康づくりということを踏まえた上で回答させていただきたいと思います。

よろしいですか。

○議長（只松秀喜君） 健康課、亀井課長。

○健康課長（亀井玲子君） お答えいたします。

令和5年度は一斉健診を行い、40歳以上の受診率が49%でした。受診率が伸びなかった要因としては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えております。実際に7月から福岡県でも患者数が増加していましたので、体調不良や念のためのキャンセル等が多かったのが事実です。また、一斉健診の年は訪問健診、施設・病院健診等も行っていましたが、コロナ対策で令和5年度が実施できなかったことも影響しております。

すいません。議員、まずは要因のみの説明ということでよろしいでしょうか。

(9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ)

以上です。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) もう少しこの49%についてお付き合いください。

コロナ、確かにそれはあるでしょう。しかし、あと1%、どうにかならなかったのか。これは800人弱前回よりも少なかったことになります。考えましたのは、新しい住民の方に対してのPRが不足してたんじゃないのかと。先日4月25日の新聞ですが、各紙744自治体が消滅可能性ということで、久山町は逆にこれはいい状態、増えるということで、大変町長も地域の懇談会でもこれは強調、PRをされてた。これはいい要素でございます。

しかし、こういった新しい住民が増えた分、そういった方々が果たして健診に行ってるのかといたら、これは逆に違うと思います。久山健診、昭和36年に始まったんですね、1961年、こうやって親世代、おじいちゃん世代が一生懸命健診に行ってる。そして、町でこれは取り組んでいる世界に誇れる事業なんだよということで、欠かさずこれは毎回行って、そして行政の方々、あるいは学校の先生も教えてくれた。そういったのを見聞きして、これは行かなきゃという思いが我々の世代まではあると思うんですよ。しかし、それが薄くなってる世代が増えてるんじゃないかなと。そして、それに対して、九州大学の方々、先生方だけがやるんじゃなくて、住民が転居されてきた際に何らかの冊子か何かをお渡しして、久山町っていうのはこういう町なんですよというあれが足らなかったんじゃないのかなと。

町長ご自身も先の8行政区の懇親会で、健康という円を描いて、それを中心にいろいろ居住とか丸を描いておられました。久山町は研究が中核でございます。しかし、新しい住民に対してそれが果たして十分にいつてるのかなと。だから、コロナで少なかったという要因もあったかもしれませんが、ひょっとしたらそういったほかの健診と久山健診の違いといいますか、こういった歴史と伝統があるものだよというふうな認識というのが分かってもらえるようなことが足らなかったんじゃないかという思いで心配しております。その辺はいかがでしょう。

○議長(只松秀喜君) 健康課、亀井課長。

○健康課長(亀井玲子君) お答えいたします。

先ほど議員さんが申されたとおり、転入者や若い世代で、久山健診について知らない方が増加していることも確かに要因の一つだと思っております。そのため、町の方では法定の特定健診項目より詳細なこと、また一日で健診結果が分かること、また九大医師による

住民相談がいつでも可能であることなど、町の健診の特徴、会社での健診との相違点を令和4年度から広報や町ホームページ、LINEだけでなく、町内行事等でもPRを行ってまいりました。また、10年後、20年後を見据えて、もっと早い時期から自分の健康に関心を持ってもらうために20代からの健診受診にも取り組んでいるところです。そのような形で、若い世代へのPRというのも今既に行っておりますが、その充実というのは今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今後のことも聞きましたが、もう少しこの49%にお付き合いください。

確かに今後力を入れて、次回は行ってくれるのかもしれませんが、やはり一過性になりがちです。最初の段階で冊子なり何なりを作るなりで、これは分かってもらえる、理解を深めてもらわないと、なかなか。次は行くけど、またその次は分からんというようなことになってしまうと思います。そこら辺のボタンの掛け違いを私は心配しております。

そして、昨年3月で剖検が終わりましたよね。今までは剖検事業とこういった健康診断の両輪、これが世界に類を見ないということで非常に光が当たってたわけですが、まず剖検が終わって、そういった特色がなくなった。その代わり、この元気予報便にもありますように、心不全マーカー、心臓病の早期発見につながるこういった機器を導入する。これも大変久山町は画期的なことで、これもPR材料にはなるんですが、認識してるのは、どっちにしても受診率の高さなんですよね。

久山町研究がこれまで世界に注目されたのは、これまで50%以上、2人に1人以上、多いときは80%っていうふうに言われてます。もっとあったかもしれない。これをずっと維持してきたこの受診率の高さが注目されて、これはすごいというふうな、そういったベースになってるんですよ。これが今後一過性で、今回50を超えた、次はまた50を割ったとか、そういった状態が続いてくるんじゃないかなというふうな心配をしてるんですよ。そうなったら、ほかの健診でもいいやというふうな方向になってしまう。となったら、やはり私は心配をしております。だんだん精度といいますか、健診率が高いということを経験していた精度が落ちてくる。久山町研究の価値というか、それがほかの研究、ほかのちょっと優れた研究と同レベルに見られてしまうようになるんじゃないかなと心配してるんですが、その辺の長期的な受診率の維持といいますか、町民に対しての啓発はどうお考えでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員が言われるように、久山町自体の健診っていうのは、ある程度受診率によってそのデータの信憑性が出てきているというのが一つの大きな特徴であったと思います。それで、それを町民の皆さんに協力していただきながらやってきたということが、今につながっていると思います。

それで、今回も職員も九州大学の先生も、佐伯議員が言ってあるようなお話もありますが、コロナ禍を乗り越えた中で、いかに住民の人に来ていただけるかっていう話合いもしながら、新しく若い人を対象に来られた方に対するその品物を変えてみたりとか、そういうこともやってみて、今回の結果だったということも一つあります。

それで、もう一つは、ぜひ議員の皆さんにも今後検討していただきたいというか、考えていただきたいことが、私も地域懇談会に出て、皆さんのいろんなコミュニティの話とか行政区の話、加入の話とかをいろいろ聞きました。なぜ今まで久山町がそれができていたか。それはなぜかという、一つの要因としては、核家族じゃなかったからですね。皆さん、おじいちゃんでお父さん、お子さんで、それがずっと来てました。そのために、当然健診っていうのもそういうふうにしてこれたっていうのはあります。地域コミュニティも今核世帯になってますから、当然新しく来られた方がそういうところで、文化がないところで来られた方についてどうしていくかっていう問題っていうのが起こっていると。だから、まずこの社会環境の変化に対して町として町民の人にいかにPRをしていくかっていうことをしっかり考えなきゃいけないときが今来ているんだと思います。

ですから、それはこの健診だけじゃなく、全ての政策について同じようなことが起こっているんじゃないかと思いますので、その辺も踏まえた上で、私たちもしっかりと対応していくっていうのが今後必要なのかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 次に行きますけど、あと1%、残念でした。

②番目に行きます。

②剖検事業が昨年3月末をもって終了しましたが、新聞の報道記事を見てないんですよね。それで、これはマスコミには知らせているんでしょうか、どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 健康課、亀井課長。

○健康課長（亀井玲子君） 剖検事業終了については、住民の皆さまにお知らせするために、令和5年3月議会で公表後、町の広報やホームページに掲載してお知らせするだけでなく、直接お話しできる機会として、各行政区の総会を通じて周知したところです。医療機

関係各所には九州大学久山町研究室が周知を行っています。また、ご協力いただいた方々、住民や関係各位に慰霊、感謝の意を示すため、令和5年11月18日に剖検事業終了記念式典を行いました。基本的には住民の皆さま、そしてご協力いただいた関係各位の皆さまへの周知をメインに行っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） これはマスコミに話してたら注目されたと思いますけどね。違う意味で、いい意味じゃないと思いますけど、これは世界的ですからね。その辺のそういった知らせるといふ予定はなかったんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 健康課、亀井課長。

○健康課長（亀井玲子君） あくまで確実に住民の方に周知するというのをメインで考えておりましたので、町が主体になってお知らせする媒体を使って周知させていただいたところでは。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） じゃあ、次に行きます。④でございます。

令和6年5月8日、政府が発表した将来の認知症患者数の推計算定に久山町での研究結果が大きく寄与したようでございます。産経新聞を持ってきてますが、これにも久山町の研究ということで書いてあります。こういった認知症予防についての九州大学側との連携、町の政策、これをどう考えるかということでございます。ちょっと漠然としてますが、何かこういった対策というのはどうかということ。

もう少ししゃべりますが、福祉課ですかね、昨日でしたか、大体認知症予防の政策というのはお聞きしました。また、今までやってきた政策というのを今後も続けていくということで、非常にこれは地道な政策ということで、それも大切なことであろうかと思えます。しかし、地道であるがゆえに地味なんですよね。ですから、こういった対策を久山町がやってるっていうことが、これはあまり知られてないんじゃないかなと思うんです。これはもったいないなと思うんですけれども、そういった意味では、発信ということで、認知症にならないような政策も大事ですが、何かいろんな認知症になった人も含めての政策、これも考えていって、そして発信していったらどうかなという思いでこの項目を上げてるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは④番に入ったということでよろしいですか。

(9番佐伯勝宣君「いや、そうなのですが、④番がちょっと曖昧あいまいなんですよ。⑤番ともかぶるんですが、今これは④番」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言の許可を得てから発言してください。

(9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ)

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) ④番がちょっと曖昧あいまいなんですよ。ですから、町長ら執行部の方でどう答えていいか、ひょっとしたら曖昧あいまいで分からないかもしれないと思いましたんで、今補足をさせてもらいました。福祉課の方から昨日お話を聞いて、やってるっていうのは分かったんですが、やっぱりちょっと地味というか、あんまり取り上げられてないといいますか、そういった意味では発信してもいいんじゃないかと。だから、趣旨は⑤番ともかぶるんですが、新聞にも載ったし、大きな活字じゃないですが、久山町っていうのは書いてますから、でもこれはこれで終わってしまう。せつかくですから、もっと認知症に取り組んでるっていうことをやったらどうかなというふうに思うんですが、その点はいかがかというところでございます。⑤番とちょっとかぶります。

○議長(只松秀喜君) 西村町長。

○町長(西村 勝君) 議長、④番なのか⑤番なのかっていうのが分からないので、それは議長の方で整理をお願いします。

○議長(只松秀喜君) 今は④番でしょう。③番はもう要らないわけでしょう。

○9番(佐伯勝宣君) ごめんなさい、④⑤番です。

○議長(只松秀喜君) ④番ですね。

○9番(佐伯勝宣君) ④番です。

○議長(只松秀喜君) 健康課、亀井課長。

○健康課長(亀井玲子君) お答えいたします。

これまで町が行ってきた食事や運動の健康づくり、糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防対策、歯の健康づくりといった、壮年期から地道に取り組んでいる予防活動が認知症発症のリスクを下げていることが分かりました。また、久山町と九州大学とで65歳以上の方を対象に5年から7年に1回、高齢者実態調査を行っています。その一環で、脳ドックやロコモ・フレイル健診等も行い、認知症の早期発見、早期治療につなげているところです。

健康課では予防の啓発に取り組み、状況によっては、先ほど議員もおっしゃいましたが、福祉課の方で認知症対策の関係、介護予防や認知症予防カフェなどにつなげるなど、

連携して今取り組みを行っているところです。認知症に関する正しい知識の普及啓発など、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりも重要であり、両輪で今後も取り組んでいるということが現状でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。なるほど、⑤番は言う必要がなかったですね。順番どおり行けばよかったです。かえって紛らわしくなりました。すいません。大体分かりました。

しかし、今まで地道に長年取り組んでおられる。これは大事なことでございます。その結果、元気予報便にもこれはありますし、町長自身も地域懇談会でおっしゃっておられたように、認知症の患者が町内でぐっと減っていると、これも大きな成果であろうと思うんです。しかし、残念ながら、ほかの町の方々は知らないというか、ちょっともったいないなというふうな思いがあるんですよ。

それで、せっかくこうやって認知症、これは大々的に全国ニュースになりました。久山町っていうこともちょろっと言われてます。こういったことで知られてますから、認知症予防をこれまでどおりやって、また地道に力を入れるのもいいんですが、認知症になった方々、こういった方に何か優しいまちづくりといいますか、そういった方面にもお金を使ってもいいんじゃないかという気がしております。

例えば今回のこの認知症2060年に645万人のニュースが流れたときに、こういった政策をやってるよということで、久山町もちろんやっていますが、認知症サポーター、こういったところの自治体を取り上げられていました。ですから、そういったことで、久山町がやれば、あの久山町が、この久山町研究の久山町がやったってということで、さらに注目されるんじゃないかと。何が言いたいかといったら、地道にこの予防政策をやっていくのはいいんですが、なかなか注目されないから、ここで認知症になった方々にもちゃんと目を向けて、優しいまちづくりをしてるよということでやったらどうかという提案なんです。

例えば、認知症サポーターだけではなく、福岡市地下鉄七隈線の橋本駅には認知症の人に優しい広場ということで、認知症の方々でも分かるようなデザインとか歩道とか車道を全く違う色にして、どこを歩けばいいか分かりやすくしたりとか、案内表示を認知症の方々に分かりやすくするために文字や記号を目立つ色にしたりとか、そういったことで工夫してます。久山町もそれをやったら、これは私は、あの久山町がやったんだということで、かなり話題になるし、町長もこれはひょっとしたらアイデアがあるんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、地道に今までどおり認知症にならないようにするのも大事ですが、なった



方々のために優しいまちづくりというか、例えば庁舎の中をそういうふうに分かりやすく色づけするとか、お金もそうかからないと思いますし、それをやれば注目されると思うし、健康の町ということで、これは発信につながると思うんですが、そういった方面はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 認知症の研究の発表というのはつい最近行われたということになりますので、当然これから先、そのことについては大きな差別化の町になると思いますから、その広報活動は力を入れたいと思いますし、私もいろんなところでその話をすること、いろんな大きな自動車メーカーの会社が町にその後視察に来たとか、健康業者が来たとかそういう話もありますし、海外の新聞社もこういう話を私もしてます。ですから、そういうのを引き続き力を入れて発信したいと思います。

それで、認知症の件につきましては、確かに議員のご指摘のとおり、いろんな形で久山町としての取り組みというのは今後検討していくに値することだと思いますので、当然やっていきたいなと思います。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「以上です」と呼ぶ）

（3番阿部 哲君「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 佐伯議員に対する一般質問の態度、それからいろんな言動につきまして、懲罰行為に当たると思いますので、それを審議してもらうための動議です。

○議長（只松秀喜君） ただ今阿部哲議員から動議が提出されました。賛同される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

賛同がありませんので、ただ今の動議は受け付けません。今後気をつけてください。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時46分